

行政手続法に基づく

審査基準及び標準処理期間

(港則法)

三池港長

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
法第5条 第2項	びょう地指定	<p>(1) 全船舶共通</p> <p>① 天候、水深等に応じたびょう鎖の長さを考慮し、その振り回りの距離を十分にとることができる場所</p> <p>② 航路、危険物積載船舶等から距離を十分にとることができる場所であること。</p> <p>(2) 危険物積載船舶である場合 法第21条本文の審査基準を満たす場所であること。</p>	10分～1時間程度
法第6条 第1項	港内移動の許可	<p>移動先が次のような用件を満たすものであること。</p> <p>(1) 全船舶共通</p> <p>① びょう地指定を受けなければならない船舶の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候、水深等に応じたびょう鎖の長さを考慮し、その振り回りの距離を十分にとることができる場所であること。 ・航路、危険物積載船舶等からの距離を十分にとることができる場所であること。 <p>② その他の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水深、バースの長さ等からみて、安全上問題がないこと。 <p>(2) 危険物積載船舶である場合 法第21条本文の審査基準を満たす場所であること。</p>	10分～1時間程度
法第7条 第2項	修繕中又はけい船中の船舶の停泊場所の指定	<p>(1) 一般船舶の航行及び停泊、その他港湾の運営に支障の少ない場所であること。</p> <p>(2) びょう泊して行う場合は、いかりかきが良好な場所であること。</p> <p>(3) 風、波、潮汐等の影響が少ない場所であること。</p>	10分～1時間程度

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
法第 21 条	危険物積載船舶に対する停泊等の場所の指定	<p>停泊等の場所が次の要件を満たす場所であること。</p> <p>(1) 積載している危険物が停泊許容量を超えないものであること。</p> <p>(2) 船だまり、航路筋等船舶の輻輳する場所又は陸上の保安物件等から離れた場所であること。</p> <p>(3) 他の危険物積載船舶から離れた場所であること</p>	10分～1時間程度
法第 21 条 ただし書	危険物以外の危険物積載船舶に対する停泊許可	停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認められること。	1日～2日程度
法第 22 条 第 1 項 第 4 項	危険物の荷役・運搬の許可	<p>(1) 全種類共通</p> <p>① 危険物専用岸壁以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役許容量を超えない場合 荷役許容量を超えないことが確認されること。 ・荷役許容量を超える場合 危険物の種類、数量、バースの位置、周囲の状況等を勘案した荷役安全管理体制、荷役時間、陸上の輸送計画、安全対策等により、荷役の安全性の確保が、事前の協議で確認されていること。 <p>② 危険物専用岸壁の場合</p> <p>当該専用岸壁において取り扱うことが承認された危険物の種類、数量、当該専用岸壁に関わる安全対策等が遵守されること。</p> <p>③ 包括許可を行える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役の回数が非常に多いこと（原則毎日1回以上、少なくとも2～3日に1回程度）。 	<p>10分～1時間程度 （荷役容量を超える場合は1日～7日）</p> <p>（包括許可の場合は1日～10日）</p>

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
法第 22 条 第 1 項 第 4 項	危険物の荷 役・運搬の許 可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。 ・ 危険物の専用船であること（一般船舶であるときは荷役量が少ないこと。） ・ 船内の消火設備及び火気管理が十分であること。 ・ 荷役場所は、危険物専用岸壁であること、もしくは荷役量が少なく場所が一定であり、専用岸壁に準じて安全対策の措置が講じられた場所であること。 ・ 荷役場所及びバースの双方において適正な荷役安全管理が行われていること。 <p>(2) 引火性危険物の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 夜間に荷役が開始される場合には、バースの照明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び災害発生時の防災体制並びにバース付近の環境等の状況から、荷役の安全性が確保されること。 ② 他船越え荷役、いわゆる山越し荷役でないこと。 	10 分～1 時間程度 （荷役容量を超える場合は 1 日～7 日） （包括許可の場合は 1 日～10 日）
法第 28 条	私設信号の 許可	<p>(1) 全種類共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際信号書による信号の意味を変えたものでないこと。 ・ 国際信号書による信号を用いれば足りるようなものでないこと。 <p>(2) けい留施設の使用に関する信号の場合、統一を図るための指導に沿って作成されたものであること。</p>	2 から 10 日

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
<p>法第 31 条 第 1 項</p>	<p>工事・作業の 許可</p>	<p>当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 以下のとおり、船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。</p> <p>① 海上における工事・作業の場合は、当該海域を航行する船舶が通常の操船方法により容易に通航できるものであること。</p> <p>② 海底における工事・作業の場合は、当該海域を通航する船舶のうち最大のものが余裕水深を保つことができ、かつ、通常船舶が投錨することのない水域において実施されること。</p> <p>(2) 許可に付された条件に従って行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。</p> <p>(3) 災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。</p>	<p>1 か月以内</p>
<p>法第 32 条</p>	<p>行事の許可</p>	<p>(1) 船舶交通の安全上支障を与えるおそれのない計画であること。</p> <p>(2) 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が確立されていること。</p> <p>(3) 秩序ある行動がとれる体制にあること。</p> <p>(4) 行事参加者の危険防止措置及び他船に対する警戒措置が適当であること。</p> <p>(5) 事故発生時の対策が適当であること。</p> <p>(6) 関係者の集合及び解散の場所、行事要領等が適当であること。</p>	<p>1 か月以内</p>

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
法第 34 条 第 1 項	竹木材の荷 卸等の許可	<p>(1) 水上荷卸しの場合</p> <p>① 荷卸し場所が航路又は航路筋から十分に離れていること</p> <p>② 荷卸しした木材の適当なけい留場所があること。</p> <p>③ 沈流木の発生を防止する措置がとられていること。</p> <p>(2) いかだけい留の場合</p> <p>けい留場所が航路又は航路筋から十分に離れていること。</p> <p>(3) いかだ運行の場合</p> <p>運行の時間、経路、気象、海象、えい索及び固縛方法等により危険を生じないものであること。</p>	10分～1時間
則第 21 条 第 1 項	入出港届け 省略許可 けい留施設 使用届の省 略許可	<p>(入出港の省略許可)</p> <p>(1) 同一船舶を同一場所に係留すること。</p> <p>(2) 月平均10回程度以上入港すること。</p> <p>(けい留施設使用届の省略許可)</p> <p>(1) 同一船舶を同一場所に係留すること。</p> <p>(2) 月平均10回程度以上離着棧すること。</p>	1～2日程度
則第 21 条 第 2 項	えい航の制 限の免除の 許可	<p>(1) 船舶交通のふくそうする時間帯でないこと。</p> <p>(2) えい航経路が一般船舶の航行等に支障がないものであること。</p> <p>(3) えい船の能力が十分であり、警戒船が配備されていること。</p>	1時間～1日程度